

# 令和5年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務 業務仕様書

## 1 目的

障害者雇用促進法においては、障がい者の職業的自立を促進するという法の趣旨から、事業主に雇用義務が課せられているのは、週所定労働時間が20時間以上の労働者とされている一方で、障がい特性から長時間の勤務が難しいこと等により、週所定労働時間が20時間未満での雇用を希望する障がい者は、いずれの障がい種別でも一定数存在し、特に精神障がい者で多くなっている。こうしたニーズをふまえ、障害者雇用促進法が改正され、令和6年4月からは週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者について、雇用率に算定できることとなったが、まだ県内の企業に十分周知されておらず、企業の取組も進んでいない。

このため、県内の企業に制度改正の周知を図るとともに、障がい者の短時間雇用の取組を促進することを目的として、本事業を実施する。

## 2 契約期間

契約日から令和6年3月22日（金）

## 3 業務内容

### (1) 業務内容

#### ア 障がい者の短時間雇用企業の開拓

県内法定雇用率対象企業（※1）について訪問計画を作成のうえ、50社以上を訪問し、障がい者の短時間雇用に取り組む意欲のある企業がハローワークへ求人票を提出するよう誘導する（成果指標5社以上）。求人票の提出については、訪問日の翌月から訪問先企業に確認し、ハローワークに提出した求人票の写し等を求めるなどにより確認する。

#### イ 障がい者雇用フォーラム（仮称）等での事例発表

県が主催する障がい者雇用に関するフォーラム等（※2）に参加し、事業内容等について事例発表を行う。

#### ウ その他付随業務

上記ア及びイの業務を実施するにあたり、県と打合せを行った場合は、打合せ記録（日時、場所、出席者、打合せ内容を記録する。様式は任意とする。）を作成する。また、三重県障がい者雇用アドバイザーと訪問日程等について情報共有を行い、同行して訪問することが効果的と判断される場合には、同行訪問を行う。

※1 上記アの県内法定雇用率対象企業については、令和4年6月1日時点の対象企業とし、三重労働局から法定雇用率対象企業リストを入手すること。

※2 障がい者雇用に関するフォーラム等については、こころのバリアフリーセミナー（例年12月）、（仮称）障がい者雇用促進フォーラム（2月）の2回とする（実施時期は予定。）。

## (2) 企業等訪問記録票の提出

### ア 企業等訪問報告書（第1号様式）

契約日以降、企業訪問を行った日が属する月の翌月10日までに、訪問記録（word）及び訪問記録の各項目と訪問企業の求人票の提出の有無を表形式（注）としたもの（Excel）をパスワード設定した電子ファイルで提出すること。

また、3月に訪問を行った場合は、業務完了日までに提出すること。

### イ 業務完了報告書（第2号様式）

事業完了後に、業務完了報告書（第2号様式）に添付して提出すること。

## 4 受託上の留意点

- (1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

## 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、原則、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。ただし、県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。

なお、上記4(1)アの成果指標に満たない場合でも、原則として委託費の減額は行わない。

## 7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 8 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
  - (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
  - (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
  - (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
  - (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
  - (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 9 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班

電話番号 059-224-2510 FAX番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp

担当 森下、相賀

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 へ

受託者

企業等訪問記録表の提出について

令和 年 月 日付で受託した令和5年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務について、下記のとおり企業等へ訪問を行いましたので報告します。

記

訪問企業 社  
(訪問内容は別添「企業等訪問記録票」のとおり。)

事務担当者  
受託者所属  
担当者名  
電話 メールアドレス

【 企業等訪問記録票 】

1 訪問日時	令和 年 月 日 ( )	2 訪問者	
2 名称		3 業種	
4 住所			
5 担当者		6 電話番号	
7 メールアドレス			
<p>8 障がい者雇用の状況</p> <p>(1)現在雇用している障がい者数 人 うち短時間で働いている障がい者数 人 (訪問時点)</p> <p>(2)令和5年6月1日時点の法定雇用率達成状況 % 達成・ 人不足</p> <p>(3)現在の障がい者の仕事 (配属先/業務内容)</p>			
<p>9 障がい者雇用の現状</p>			
<p>10 障がい者の短時間雇用で想定される仕事</p> <p>(<input type="checkbox"/>適性のある障がい者の紹介希望 <input type="checkbox"/>ハローワークへの情報提供)</p>			
<p>11 障がい者の短時間雇用の取組を推進するにあたり想定される課題等</p>			

その他

- 施設外就労の受け入れ希望
- 障がい者のテレワーク拠点「ワクスぺみえ」の利用希望
- テレワークによる障がい者雇用導入支援希望
- 障がい者雇用に関するイベント情報配信希望

三重県知事 あて

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和5年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

- 1 受託業務名  
令和5年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務
- 2 契約金額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 実施に要した経費の額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
内訳は、別添「経費内訳表」のとおり。
- 4 契約の締結  
令和 年 月 日（ ）
- 5 履行期限  
令和 年 月 日（ ）
- 6 履行完了日  
令和 年 月 日（ ）
- 7 実施報告  
別添「企業等訪問記録表」のとおり実施しました。